令和４年１月１２日現在

江北地区におけるデマンド型交通運行事業　制度概要書（案）

１．事業全体の概要

区　　分	内　　容
(1) 事業主体	所在地：江別市美原１４４５番地 江別市都市と農村の交流センター「えみくる」内 名　称：特定非営利活動法人えべつ江北まちづくり会 （以下「江北まちづくり会」という。）
(2) 江北地区における自治会の位置付け	①江北地区の４自治会（篠津、豊栄、美原、八幡自治会）で構成する江北地区協議会は、当該事業の実施を江北まちづくり会へ委任する。 ②４自治会長は江北まちづくり会の構成員になっており、地区として一体的に当該事業の実施に取組む。
(3) 事業の目的	江北地区は、平成２８年３月をもって、バス路線「当江線」が廃止され、それ以降、公共交通の不便な状態が続いているので、同地区の高齢者等の通院、買物等を支援するための**持続可能な交通手段として乗合運送の運行を実施するもの。**
(4) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(5) 運行方法	上記(4)②における実際の乗合運送の運行は、一般**乗合**旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(6) その他	当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

２．会員制度の概要

区　　分	内　　容
(1) 会員制度の趣旨	当該事業による乗合運送の運用の効率化のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。 ① 通院、入退院 ② 買物 ③ 公共施設、公共交通機関の利用（通勤・通学は除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（江北まちづくり会として必要と認める場合）

(2) 会員登録対象者	江北地区に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。 ① ６０歳以上の者 ② 障がい者等 ③ ①②の者に付添する者 ④ その他（江北まちづくり会として必要と認める者）
(3) 会員証の交付	江北まちづくり会は、会員に対し、会員証を交付する。
(4) 会費	江北まちづくり会は、会員登録の際に月額換算４００円による年会費（年４，８００円）を徴収し、当該事業の財源に充てる。
(5) その他	**制度利用が目的ではないが、制度趣旨を理解し制度を支える目的での賛助会員を募ることができる。**

３．運行制度の概要

区　　分	内　　容
(1) 法令上の運行方法	タクシー事業者が国土交通大臣から**道路運送法第４条の内、一般乗合旅客運送事業の許可を受けて運行する。**
(2) 運行を受託するタクシー事業者	上記１(5)によりに乗合運送の運行業務を受託するタクシー事業者は、次の者とする。 所在地：江別市東光町１４番地の４ 名　称：山崎自動車工業株式会社（山崎ハイヤー）
(3) 運行形態	デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型
(4) 実証運行地域、乗降場所	利用者側地区： ・江北地区（江別市篠津、中島、八幡、美原）内。 ・会員（予約者）自宅前にて乗降。 市街地側乗降場所：次の計**１１**か所 ①ＪＲ江別駅、②ＪＡ道央江別支所、③江別市立病院、 ④２番通４丁目、⑤ホクレンショップ元江別店 ⑥コープさっぽろえべつ店、⑦江別市役所 ⑧**谷藤病院**、⑨イオン江別店、⑩**ＪＲ野幌駅** ⑪渓和会江別病院 ※ 別紙「運行区域図」参照。
(5) 運行車両	会員（予約者）が４名まで乗ることのできる車両
(6) 運行日等	① 運行日は、月曜日、火曜日、**水曜日**、木曜日、金曜日の週５日。ただし、これに関わらず、祝日および１２月２９日か

<table>
<tr><td></td><td>ら１月３日の期間（年末年始）は運行しない。
② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。</td></tr>
<tr><td>(7) 車両の表示</td><td>会員（予約者）等から江北地区デマンド型交通の運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。</td></tr>
<tr><td>(8) 運行便</td><td>１日７便（往路３便、復路４便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する）

① 往路（発着予定時刻）
<table>
<tr><th></th><th>江北地区発</th><th>市街地着</th></tr>
<tr><td>第１便</td><td>７：３０頃</td><td>８：００頃</td></tr>
<tr><td>第２便</td><td>９：３０頃</td><td>１０：００頃</td></tr>
<tr><td>第３便</td><td>１１：００頃</td><td>１１：３０頃</td></tr>
</table>
② 復路（発着予定時刻）
<table>
<tr><th></th><th>市街地発</th><th>江北地区着</th></tr>
<tr><td>第４便</td><td>１１：３０頃</td><td>１２：００頃</td></tr>
<tr><td>第５便</td><td>１３：００頃</td><td>１３：３０頃</td></tr>
<tr><td>第６便</td><td>１４：００頃</td><td>１４：３０頃</td></tr>
<tr><td>第７便</td><td>１５：００頃</td><td>１５：３０頃</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(9) 予約受付等</td><td>① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。
② 会員からの予約の締切時間は、当該便運行日の前日の１８時とする。
③ 予約には、電話、ＦＡＸ等を使用する。</td></tr>
<tr><td>(10) 同一便での増車</td><td>１便あたりの会員の予約が、乗車定員４名を超える場合、同一便で１台まで増車する（８人まで予約受付可能）。</td></tr>
<tr><td>(11) 利用料（運賃）、運転手による徴収</td><td>① 利用料（運賃）は、会員１人１乗車ごとに５００円（一律）とする（割引制度等なし）。
② 運行車両の運転手は、会員（予約者）が降車する際に、①の利用料（運賃）を徴収する（現金支払いのみ）。</td></tr>
<tr><td>(12) 事故対応</td><td>事故が起こってしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、江北ま</td></tr>
</table>

	ちづくり会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。
(13) 運行実績報告	山崎自動車工業株式会社は、運行実績を１日ごとに記録し、江北まちづくり会へ報告する。

運行区域図（全体）

江別市江北地区
町名：八幡、中島、篠津、美原
江北地区協議会構成自治会
八幡自治会、篠津自治会、豊栄自治会、
美原自治会
※行政上の区域と自治会の区域が一部異なっていますが、4自治会で地区全域をカバーしています。
八幡
中島
篠津
美原
コープさっぽろえべつ店
２番通４丁目
江別市立病院
渓和会江別病院
江別市役所
ホクレンショップ元江別店
ＪＡ道央江別支所
ＪＲ野幌駅
イオン江別店
谷藤病院
ＪＲ江別駅

運行区域図（市街地）

５丁目通
コープさっぽろえべつ店
ホクレンショップ元江別店
渓和会江別病院
２番通４丁目
江別市立病院
２番通
国道１２号
谷藤病院
江別市役所
ＪＲ野幌駅
イオン江別店
ＪＡ道央江別支所
ＪＲ江別駅